

市有施設における自動販売機設置事業者の 選定に係る基本方針

平成 23 年 12 月 6 日 市長決裁

1. 目的

この方針は、市有施設における自動販売機の設置について、原則、これまでの「行政財産使用許可」から「行政財産の貸付」に変更し、市が公募で事業者を選定する（以下「公募方式」という。）ことにより、市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置事業者選定手続きの透明性及び公平性を確保することを目的とする。

2. 基本方針

(1) 行政財産の貸付

市有施設における自動販売機の設置については、現在、地方自治法（以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項の規定による「行政財産目的外使用許可」で設置させているが、これを法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による「行政財産貸付」で設置させることができるものとする。

(2) 選定方法

市有施設における自動販売機の設置は、原則、公募方式により実施する。

なお、市有施設における自動販売機の設置について、設置の経緯または施設管理権限等から、事務処理要領において定めるものは、当分の間公募方式によらず、従来どおり行政財産目的外使用許可により対応することができるものとする。

3. 手続き

本基本方針に基づく事務処理要領については、各執行機関、消防長及び上下水道事業管理者において定めるものとする。